

OPFI事業実施手続きのスケジュール(案)

■従来方式での事業化手続き(例)

前年度	← 事業計画段階 2年 →												← 事業者選定・契約手続き 1年6ヶ月 →																							
	1年度目			2年度目			3年度目			4年度目			5年度目																							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 事業計画段階																																				
(1)基本構想の発注・検討																																				
(2)基本計画の発注																																				
(3)基本計画の検討																																				
(4)基本設計業務発注																																				
(5)基本設計業務(事前調査含む)																																				
2. 事業実施段階																																				
(1)実施設計業務発注																																				
(2)実施設計業務																																				
(3)工事発注・着工																																				

※事業実施段階のスケジュールは、設計施工分離発注の場合を想定したものである

■通常のPFI事業化手続き(例)

前年度	← 事業計画段階 3年 →												← 事業者選定・契約手続き 1年6ヶ月 →																																			
	1年度目			2年度目			3年度目			4年度目			5年度目																																			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月						
1. 事業計画段階																																																
(1)基本構想の発注・検討																																																
(2)基本計画の発注																																																
(3)基本計画の検討																																																
(4)事業手法検討調査の発注																																																
(5)事業手法検討調査の実施																																																
(6)公共としての意思決定(庁内検討会等)																																																
2. 事業実施段階																																																
(1)事業者選定アドバイザー業務発注																																																
(2)実施方針策定・公表																																																
(3)質問回答・意見招請																																																
(4)特定事業の選定・公表																																																
(5)入札説明書等の策定・公表																																																
(6)質問回答・見直し・修正																																																
(7)審査、落札者の決定・公表																																																
(8)事業契約締結																																																
(9)審査委員会の開催※2																																																
(10)議会																																																
(11)設計・施工																																																

※1:各予算計上時期は想定

※2:審査委員会の想定内容(案)…①実施方針等の審議、②入札説明書等の審議(1回目)、③入札説明書等の審議(2回目)・特定事業評価に関する報告、④経過報告、審査の進め方について、⑤提案審査(1回目)、⑥提案審査(2回目)

■PFI事業化手続きを簡易化した場合(庁舎等の施設整備の比重の大きいサービス購入型PFI事業の場合の想定スケジュール(例))

前年度	← 事業計画段階 2年3ヶ月 →									← 事業者選定・契約手続き 1年3ヶ月 →																										
	1年度目			2年度目			3年度目			4年度目			5年度目																							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 事業計画段階																																				
(1)基本構想の発注・検討																																				
(2)基本計画・事業手法検討調査の発注																																				
(3)基本計画・事業手法検討調査																																				
(4)公共としての意思決定(庁内検討会等)※2																																				
2. 事業実施段階																																				
(1)事業者選定アドバイザー業務発注																																				
(2)実施方針策定・公表																																				
(3)特定事業の選定・公表																																				
(4)入札説明書等の策定・公表																																				
(5)質問回答・見直し・修正																																				
(6)審査、落札者の決定・公表																																				
(7)事業契約締結																																				
(8)審査委員会の開催※3																																				
(9)議会																																				
(10)設計・施工※4																																				

※1:各予算計上時期は想定

※2:庁内検討会の想定内容(案)…①基本計画検討内容の中間報告・検討対象とする事業手法の整理、②事業手法の決定、③施設整備の方向性

※3:審査委員会の想定内容(案)…①入札説明書、落札者決定基準等の審議、②提案審査

※4:PFI方式の場合は設計施工一括発注であるため、建設する施設は、上段に示す従来方式と比較しても、ほぼ同じスケジュールでの着工が可能となる

■手続き簡易化・期間短縮化の方策
その1:基本計画と事業手法検討調査業務の一括実施
 ・基本計画と事業手法検討調査業務(各事業手法についての客観的評価の実施(VFM算定等)含む)を一括して一括発注・実施することにより、検討期間の短縮化や委託費の低減等を図る。また、同一の受託業者が実施することにより効率的に検討することができる。
その2:事業計画段階における公共としての意思決定プロセスの効率化
 ・基本計画・事業手法検討調査内容について、進捗に応じて庁内で検討会を複数回実施し検討を重ねることにより、計画内容と事業手法に関する意思決定をまとめて効率的に行うことができ、事業者選定段階へのスムーズな移行が期待できる。
その3:実施方針策定、特定事業の選定及び入札説明書等の同時並行作業の実施
 ・実施方針公表・特定事業の選定を同時に行うため、これらの作業を同時並行に行うことにより、各種資料作成・調整期間を短縮。
その4:公表資料に対する質問回答・意見招請の効率化
 ・庁舎等の施設整備の比重の大きい事業等、事業者からの提案の余地が小さく実施方針の内容変更が想定されない事業については、実施方針公表と特定事業選定の同時実施により、実施方針に対する質問回答・意見招請を省略。公告前に民間事業者の意見を聞く必要のない場合には、公告後の質問回答に集約することにより、事業者選定期間を短縮。ただし、民間事業者の提案書作成期間(3.5ヶ月程度)は簡易化しない場合と同程度の期間を確保する。
その5:審査委員会開催回数の削減
 ・庁舎等については、審査委員会に諮る内容を簡略化することにより、審査委員会開催回数を削減。
 ・委員構成人数も必要最低限の人数を確保することにより、委員会の意思決定の迅速化・効率化が期待できる。(構成する委員の例:3名程度の学識経験者に庁内委員を加えた4~5名程度)
 ・審査委員会を設置することなく、学識経験者の意見聴取による対応も可能。